デジタル統括アドバイザーの主な職務内容等

１．厚生労働省デジタル統括アドバイザーの主な職務内容

　以下①を中心に、②③については①の状況を踏まえて応相談

①厚生労働省が所管する国家資格等のデジタル化に係る取組

厚生労働省が所管する医師、歯科医師、薬剤師等の国家資格等について、デジタル庁が整備する国家資格等情報連携・活用システムを活用し、国家資格等に係る手続のオンライン化、マイナンバーカードを活用した認証などデジタル化を推進することとされており、令和６年度以降から順次開始予定である。

国家資格等のデジタル化について、国家資格等情報連携・活用システムの実運用に向けた各種検討、調整業務に係る主に以下に掲げる技術的な支援等を行うこと。

* + 国家資格等情報連携・活用システムの具体的な設計や仕様について、デジタル庁との調整を行う際の技術的な支援
	+ 国家資格等情報連携・活用システムと、関連システム（例えば、各国家資格の管理者が運用している既存システムや、国家資格保持の証明のために国家資格等情報連携・活用システムを活用したい別のシステムが想定される。）との連携方式や既存システムの国家資格等情報連携・活用システムへの移行等の検討に係る技術的な支援
	+ 検討や調整に際し、各種専門家と意見交換する際の技術的な支援

②行政手続のオンライン化の推進に係る取組

　原則全ての行政手続を令和７年までにオンライン化することとされている。オンライン化の推進に当たり主に以下に掲げる技術的な支援等を行うこと。

* 各行政手続のオンライン化の実施方法検討に係る技術的な支援（e-Govやマイナポータルといった共通システムの活用又は独自システムの構築など）
* e-Govやマイナポータルといった手続の受付窓口となるシステムと厚生労働省や地方公共団体が保有する業務システムとの連携方式の検討に係る技術的支援
* 手続のオンライン化に当たり行政内部の業務見直し（BPR）に係る支援

③厚生労働省のITガバナンスやシステム開発・運用全般に係る取組

　厚生労働省情報化担当参事官室は厚生労働省における全体管理組織（PMO）としての機能を有しており、厚生労働省における情報システムの整備及び管理を統括している。PMOの業務に関して以下の技術的な支援等を行うこと。

* 各システムの予算要求にあたり、システムの必要性（制度面・業務面の問題の把握・分析を経て必要性が認められるか等）や投資対効果、要求・計画内容の妥当性、見積額の妥当性など各情報システムの担当部局が作成するプロジェクト計画書の内容の妥当性に関する確認
* 調達仕様書案の内容の妥当性確認
* 情報システムの構築や刷新時における業務改革（BPR）の実施に係る支援
* クラウドを活用したシステムの構築やオンプレミスからの移行等において、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」を踏まえたモダンなシステムの構築やシステムの性質に応じたモダン化に向けた技術的な支援。
* その他、各情報システムの担当者からの情報システムの開発・運用等に係る技術的な相談に対応すること。

２．留意事項

* 業務の遂行に際しては、PMOなどの関係者と、報告、連絡、相談を緊密に行うこと。
* 業務の遂行を通じて得られた経験・ノウハウを蓄積し、関係者や後任者等に対する情報共有や引継ぎを行うこと。
* １.に掲げる職務について、幅広い視野を持って情報を収集し、最新の情報の活用や課題解決のための自らの提案をもって、その推進に努めること。
* システム構築・運用に必要と想定される一定レベルの情報セキュリティに関する情報の収集並びに知見の習得に努めること。
* 国家公務員法（昭和22年法律第120号）の適用を受け、国家公務員としての守秘義務、職務専念義務等が発生することを十分に留意すること。